

2014年10月24日時点での各委員意見

		阿久澤 委員 (部会長)	夏目 委員 (部会長 代理)	安達 委員	池戸 委員	池原 委員	石川 委員	板倉 委員	宇理須 委員	鬼武 委員	春日 委員	栗山 委員	河野 委員	迫 委員	澁谷 委員	立石 委員	宮地 委員
栄養表示の対象成分について	栄養成分の表示「義務」「推奨」「任意」について																
栄養表示の対象成分について (パプコメ案からの変更点②)	ナトリウム(食塩相当量)の表記について							不賛成		不賛成			不賛成				不賛成
栄養表示の対象食品及び対象事業者について (パプコメ案からの変更点③)	当分の間、栄養成分表示省略可能対象事業者を消費 税法又は中小企業基本法の両者を基準とする						不賛成	不賛成									不賛成
栄養強調表示等について (パプコメ案からの変更点④)	保存性及び品質を保つことが著しく困難な食品について の低減された旨の表示の特例						不賛成	不賛成									不賛成
「生鮮食品」と「加工食品」の整理について	製造、加工、調整、選別の定義について 通知やQ&A等で示す																
「生鮮食品」と「加工食品」の整理について	異種混合の食品については現行通り加工食品に分類																
加工食品の横断的事項の表示について	原材料と添加物に関する様式1について																
表示責任を有する者等の整理について	「製造者」「加工者」の定義については通知やQ&A等で 記載																
表示責任を有する者等の整理について (パプコメ案からの変更点①)	製造所固有記号について						不賛成	不賛成		不賛成		不賛成	不賛成				不賛成
レイアウト、文字の大きさについて (パプコメ案からの変更点⑤)	「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」を省略不可 表示責任者を表示しなくてもよい場合には、製造所又は 加工所の所在地(輸入品にあっては、輸入業者の営業 所所在地)及び製造者又は加工者の氏名又は名称(輸 入者にあっては、輸入業者の氏名又は名称)を省略不 可とする 省略可能な場合として、「表示可能面積がおおむね30平 方センチメートル以下」と規定																
経過措置(パプコメ案からの変更点⑥)	加工食品・添加物は5年、生鮮食品は1年6カ月						不賛成	不賛成	不賛成			不賛成					不賛成